



堺労働基準監督署発表
令和7年9月2日

令和7年9月2日
【照会先】
堺労働基準監督署
電話072-340-3829

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(エンジン発電機を自然換気が不十分なところで使用した疑い)

令和7年9月2日、堺労働基準監督署(署長 井手 奈津美)は、セイシン株式会社及びその従業者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) セイシン株式会社(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪市住吉区千躰

事業内容 石綿除去工事請負業

(2) 同社従業者(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第22条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第578条

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和7年5月27日、戸建て住宅の解体工事現場において、石綿が大気に飛散しないようビニールシートで隔離した養生内で、石綿含有外壁塗材の除去作業を行わせるに当たり、自然換気が不十分な同養生内でエンジン発電機を使用した疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年5月27日、堺市堺区赤坂台の戸建て住宅解体工事現場において、作業員3名が石綿含有外壁塗材の除去作業を行っていたところ、エンジン発電機の排気ガスにより一酸化炭素中毒の症状を発症し、意識不明となり救急搬送されるという災害が発生しました。
- (2) 労働安全衛生法では、自然換気が不十分なところで内燃機関を有する機械を使用してはならないと定められていますが、ビニールシートの隔離養生内で石綿除去に必要な手持ち式グラインダーや集じん機の電源とするためエンジン発電機を使用した疑いがあるものです。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

○ 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二から四まで 略

第二十七條 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 略

第一百九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十條の三第一項若しくは第四項、第三十一條第一項、第三十一條の二、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十四條、第三十五條、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十二條、第四十三條、第四十四條第六項、第四十四條の二第七項、第五十六條第三項若しくは第四項、第五十七條の四第五項、第五十七條の五第五項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十五條第一項、第六十五條の四、第六十八條、第八十九條第五項（第八十九條の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七條第二項、第一百五條又は第一百八條の二第四項の規定に違反した者
- 二から四まで 略

第二百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六條、第一百十七條、第一百十九條又は第一百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

○ 労働安全衛生規則

(内燃機関の使用禁止)

第五百七十八條 事業者は、坑、井筒、潜函かん、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。